

2025 年 8 月 26 日

東京都中央区明石町 8 番 1 号
IHI 運搬機械株式会社

建設業法に基づく営業停止処分に関するお詫びとお知らせ

弊社は、機械式駐車装置メーカーらに対する排除措置命令および課徴金納付命令等に関し、2025 年 3 月 24 日に公正取引委員会から独占禁止法違反が認定されたことに伴い、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

お取引先をはじめ、ご関係の皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この営業停止処分を厳粛に受け止め、改めて法令遵守の徹底を図るとともに、再発防止に全社を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 停止および禁止を命ぜられた営業の範囲
全国における機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
2. 営業停止期間
2025 年 9 月 10 日から 2025 年 10 月 9 日までの 30 日間

以上